

前回いただいた論点別の主な御意見
(前回検討会での委員の御発言を事務局の
責任において取りまとめたもの)

(新たに規制対象となる広告について)

- ウェブサイトと言った場合に、ランキングサイト、クチコミサイト、バナー広告、リスティング広告等があり、将来、新工夫が出てくる可能性があるため、考えないといけない。
- SNS はパーソナルなものである一方、パブリックに利用もできるため規制の範囲が難しいのではないか。
- 患者個人のブログを規制することは厳しいのではないか。また、医療機関側が運営しているのか個人が運営しているのかがわからないようなものの取扱いが難しいのではないか。
- 口コミサイトは有効な情報源であるため、規制を厳しくしない方がよい。ただし、医療機関へ誘引する意図が入ると問題となるため、口コミサイトの中立性をどう担保できるかが問題。
- ステルスマーケティングについては、医療広告に限らず医療全体の問題であり、本検討会で解決することは困難ではないか。
- 都道府県の執行体制として、SNS 等の監視まで責任を負うのは困難。
- 誘引性があるものが規制の対象であり、誘引性の有無についてどのように確認するかは次の問題。
- 医療機関のウェブサイトは、医療機関同士の医療機能の案内や、専攻医等のリクルートの情報としての機能もあるため、例えば、「医療関係者へ」や「リクルートの方へ」として患者が見る部分と分けると規制の対象外になるのかも決めておいた方がよいのではないか。

(広告禁止事項について)

- 歯科領域の機能回復等を主とする場合にはビフォーアフター写真を掲載できるようにしていただきたい。
- ビフォーアフターを全面禁止とすると、乳房再建術について調べることができないため、一般の方にとっては、理解や想像ができなくなるのではないか。
- 患者の理解に資するような情報、特にビフォーアフターについては、必要な範囲で出せるようにした方がよいのではないか。
- ビフォーアフターというのは、選ばれたベストな症例を並べて見せる傾向があるので、一般的な成績がわからないという側面があ

る。専門家の症例に基づく論文も規制の対象に含まれるのかどうかは難しい問題。

- 今は写真撮影の段階である程度修正・加工ができるようなものがあるため、ビフォーアフターは原則禁止としてよい。
- 個人が都合よく作成されたものではなく、学会等のしかるべき機関において作成されたものについて、リンク等により情報提供を行うこととしてはどうか。
- 歯科領域においては、保険診療と保険外診療が重複するなど、細かいケースが想定されるため、学会で全てを掲示するのは難しい部分がある。節度のある規制を考えるべき。
- 医療機関ホームページガイドラインに記載のあるように、ビフォーアフターは許容した上で加工等は虚偽・誇大に該当することを明確化してはどうか。
- ライトアップなど、いろいろな条件で変わるため、加工しているかどうかの立証が困難なのではないか。
- ビフォーアフターを掲載するのであれば、不幸な例も一緒に掲載しなければならないというところまで考える必要がある。
- 対象となる医療行為の性質（命に関わるものなのかそうでないのか）によってビフォーアフターをどれだけ掲載するか、ネガティブな結果をどれだけ説明するべきかが変わってくるのではないか。
- 事務局の案はおおむね妥当。特に、体験談やビフォーアフターのインパクトにより消費者は期待や思い込みをしてしまうため、省令として広告禁止事項に入れるべき。
- 不当にあおり、虚偽・誇大だという広告について、厚生労働省が虚偽・誇大であおっていると指摘した際に、これは客観的事実に基づいていまずと相手側が言って、その証拠を示せば、それは対象にならないということか。
- 客観的事実だと証明できれば、多分それは虚偽でも誇大でもないのだと考えられる。客観的事実が証明できない事項を省令に位置づけなくても虚偽・誇大の範囲に収れんされるのではないか。
- 医療の受け手は医療機関の選択に当たって、一定の比較情報を求めていることもあるため、比較情報について過剰な規制にならないように配慮をいただきたい。
- 体験談やビフォーアフターについて、乳房再建術の結果や、患者から医師へのお礼の手紙の写真といったものまで禁止すると、情報提供の妨げになるのではないか。
- ビフォーアフターでうまくいかなかった例を出すことは訴訟の問題もあり、難しいのではないか。

- ビフォーアフターについて、反誘引性の記載を求めることは、極端には死亡する可能性があるということまで記載しなければならないため、患者の有益性の観点から、その考え方は排除していただきたい。
- 思っていたものと同じようにならないという問題があり、本検討会が始まっているので、マイナス部分も出すことも考えないといけない。
- ビフォーアフターの問題は、本検討会が必要となった根本理由の一つであるため、かなり重要。全て誘引性があるものとして禁止することがよいかどうかという議論が必要。

(その他)

- 薬や健康食品において、誇大広告等が目につくため、検討していただきたい。